

愛媛県仏教会慶弔規定

第1条 本会は、会員の僧侶が下記に類する慶弔事に会った時、電報を送り慶弔の意を表する。

- (1) 叙勲
- (2) 晋山式(住職継職)
- (3) 本堂落慶
- (4) 逝去

第2条 県仏事務局長は慶弔の申請があった場合、電報を送る。

第3条 その他、特に会長が認めた場合、弔意を表することができる。

第4条 この規定は会則の内規とし、平成6年6月8日から施行する。

2 令和6年6月21日、一部改正。

3 令和7年7月15日、一部改正。